

審査基準

参加資格審査については、内容に応じて算出した点数(100点満点)を審査における評価点とする。
 技術提案審査については、選定委員の評価点の平均点(100点満点)を審査における評価点とする。
 参加資格審査の評価点及び技術提案審査の評価点の合計点(200点満点)の最も高い者を最優秀提案者(候補者)として選定する。ただし、技術提案の評価点が60点未満の場合は非選定とする。また、評価点の合計点が同一の場合は、技術提案審査の評価点が高い者を上位者とする。

(1) 参加資格審査の審査基準

参加資格要件の確認を行うとともに、企業の技術力、配置予定技術者の状況を審査する。

審査項目		内容			配点	小計
企業の技術力	設計件数	平成18年4月以降に、国又は地方公共団体において、延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務の実績を評価する。			30点	40点
	受賞実績	平成18年4月以降に官公庁等が行った表彰等の受賞実績を評価する。			10点	
配置予定技術者の状況	資格	資格を評価する。	主任技術者	構造	5点	60点
				電気	5点	
			機械	5点		
			土木	5点		
		担当技術者	建築	5点		
	保有年数	管理技術者の一級建築士免許証の保有年数を評価する。			5点	
設計件数	平成18年4月以降に携わった設計業務の実績を評価する。	管理技術者		15点		
		建築担当主任技術者		15点		
合計点					100点	

◆企業の技術力

【設計件数】

平成18年4月以降に受注した、国又は地方公共団体において、延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務の実績に応じて次のとおり審査する。なお、設計業務及び工事監理業務の実績は新築及び増改築とし、公告日現在、設計業務又は、工事監理業務が完了・引渡し済みのものに限る。参加者が企業体の場合は、代表構成員の実績のみを評価対象とする。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
設計件数	設計件数が3件以上	30点	様式5
	設計件数が2件	20点	
	設計件数が1件	10点	

【受賞実績】

平成18年4月以降に官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から優良設計者の表彰あるいは建築コンクールの入賞等を受けた実績に応じて次のとおり審査する。なお、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。参加者が企業体の場合は、代表構成員の実績のみを評価対象とする。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
受賞実績	受賞実績が2件以上	10点	様式6
	受賞実績が1件	5点	

◆配置予定技術者の状況

【資格】

配置予定技術者の資格を携わる立場に応じて次のとおり審査する。

審査項目	携わる立場	評価する技術者資格	審査点	関係様式	
資格	管理技術者	一級建築士	—	様式7 7-1	
	建築担当 主任技術者	一級建築士	—		
	構造担当 主任技術者		構造設計一級建築士		5点
			一級建築士		3点
			二級建築士		1点
	電気設備担当 主任技術者		設備設計一級建築士 技術士（電気電子部門）		5点
			建築設備士、一級建築士		3点
			二級建築士		1点
	機械設備担当 主任技術者		設備設計一級建築士 技術士（衛生工学部門）		5点
			建築設備士、一級建築士		3点
			二級建築士		1点
	土木担当 主任技術者		技術士（建設部門）		5点
			その他の資格		1点
	建築担当技術者		一級建築士		5点
			二級建築士		1点

※管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加申込書提出企業に所属していること。

※構造、電気設備、機械設備、土木担当の主任技術者及び建築担当技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。

※配置予定技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

※土木担当主任技術者における「その他の資格」とは、技術士（建設部門以外）又は、RCCM（都市計画及び地方計画又は、造園）とする。

【保有年数】

配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の保有年数に応じて次のとおり審査する。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
保有年数	一級建築士取得後20年以上	5点	様式7 7-1
	一級建築士取得後10年以上20年未満	3点	
	一級建築士取得後10年未満	1点	

【設計件数】

配置予定の管理技術者及び建築担当主任技術者の平成18年4月以降に携わった延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務の実績に応じて次のとおり審査する。なお、設計の実績は新築及び増改築とし、公告日現在、設計業務及び工事監理業務が完了・引渡し済みのものに限る。

審査項目	携わる立場	審査の着目点	審査点	関係様式
設計件数	管理技術者	設計件数が3件以上	15点	様式7 7-1
		設計件数が2件	10点	
		設計件数が1件	5点	
	建築担当 主任技術者	設計件数が3件以上	15点	
		設計件数が2件	10点	
		設計件数が1件	5点	

(2) 技術提案審査の審査基準

技術提案書の内容をもとに、本業務に対する設計者としての的確性、実現性を総合的に審査する。

審査項目	審査の着目点	配点	小計
課題1 動物福祉に関する項目	動物本来の生態を飼育・展示できる環境づくりについて	30点	100点
	基本設計における施設配置の課題と解決方法について	20点	
課題2 施工方法に関する項目	動物の飼育環境に配慮した建設計画（工程と手順・工法）について	30点	
課題3 コストに関する項目	建設工事費及び維持管理費用の低コスト化について	20点	
合計点		100点	

◆技術提案の評価

選定委員が技術提案内容を審査の着目点ごとに5段階で評価する。評価結果に基づき、審査の着目点ごとの配点に評価係数を掛けて採点を行う。各選定委員の技術提案に対する採点結果を集計した合計点の平均点を技術提案の評価点とする。

審査の着目点	各選定委員の評価				
	A	B	C	D	E
的確性、実現性の観点から総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

- ・ 的確性：各課題や参考資料などの与条件に整合する。
- ・ 実現性：課題内容に説得力があり、提案内容を裏付ける根拠などが明示されている。